

## 2007年12月定例会建設水道常任委員会

### (一問目質問)

議案参考資料 P.1の公共下水道事業特別会計補正予算第1号及び、P.2の水道事業会計補正予算第1号にある借換債についてですが、補償金免除繰上償還が一定枠認められるとのことですが、参考までにお聞きしますが、それぞれの借換債によって、これまで年利6%や7%以上で借りていたお金が、借換後は年利どのくらいになると予定しているのでしょうか？

補償金免除繰上償還制度は本年度からの3年間と期限があるようですが、今回の制度で国が地方に認める繰上償還の総額が5兆円ということで、そうなると豊中市における繰上償還対象額が全額繰上償還できる可能性は低いと思うのですが、どのようにお考えになっているのでしょうか？

下水道事業に関しても、水道事業に関してもご見解は同じだと思いますので、どちらかが代表して答弁願えるでしょうか。

### <答弁>

借換債後の年利につきましては、繰り上げ償還の金額が確定後に豊中市全体で金融機関との交渉で決定となります。なお、効果額算出の際には、借換後の年利を豊中市全体で3%に設定しております。

次に、全額繰上償還できる可能性についてですが、全国の地方自治体などからの要望額により本市の繰上償還額が左右されるものと考えられ、現時点では、どの程度繰上償還が可能なのが不明です。2月頃に国及び大阪府から最終配分決定がある予定ですので、よろしくをお願いします。

### (二問目質問)

国の配分額を超える申請があった場合、国はどのような基準で選定をするのか、ご存じなのでしょうか？

### <答弁>

国が予定している繰上償還の総額を超える申請となった場合、何を基準に調整減額を行うかについては、現時点では国からその考え方は示されておられませんのでよろしくお願いします。

### (三問目要望)

各自治体からどれくらいの額の申請があるかまだわからない段階とはいえ、調整減額が行われる場合の基準については、各自治体として把握しておくべきものだと思いますので、ぜひ、国の考え方について、随時問合せを行うなどして明確にしておくことを要望します。

また、借換債は民間資金からとのことですが、一般的に政府資金、公庫資金の方が年利は低

いはずなんですが、借換債を行う先は、国から指定されているのかもしれませんが、ぜひ、政府資金や公庫資金から少しでも起債ができるのであれば活用して頂きたいと要望しておきます。

繰上償還や借換債を発行することは賛成なんですが、「実質公債費比率」が18%以上になると起債するために知事の許可が必要になったり、25%以上になると起債を制限されたりすることは周知のことです。実質公債費比率が17.1%の豊中市において一般的許可団体や起債制限団体の一步手前であるということを常に念頭においておく必要があると思うのですが、今回のような繰上償還を行うことで一時的に公債費が増え実質公債費比率に影響がでることはないのでしょうか。実質公債費比率に影響がでて、一般的許可団体や起債制限団体になったために、今後、市民に必要な事業が進めたくても起債することを許可されなかったり、制限され、全く事業が進まなくなってしまう可能性はないのでしょうか。実質公債費比率の算出方法には今回のような制度活用による公債費発生分は免除されるなどといった事が明記されているのでしょうか。ぜひ、調べておいて頂きたいと意見しておきます。